

議第66号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「死亡者の」を「兄弟姉妹以外の遺族については、死亡者の」に、「遺族を」を「者を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合は、兄弟姉妹とする。

第4条第3項中「遺族が」を「兄弟姉妹以外の遺族が」に、「第1項」を「兄弟姉妹以外」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項及び第3項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

平成23年11月29日提出

三島市長 豊岡武士